

全国を対象とした「緊急事態宣言」の発令を受けての緊急提言

国は、令和2年4月7日に関東・近畿・九州圏の7都府県を対象とする改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を行い、不要不急の外出の自粛など人と人との接触を減らすよう求めてきた。しかし、「緊急事態宣言」発令以降も外出の自粛が徹底されているとは言えず、また、7都府県以外の地域においても自主的に「緊急事態宣言」を発出する地域が増えてきた状況等を踏まえ、令和2年4月16日に「緊急事態宣言」の対象地域を全国に拡大した。

全国知事会としては、「緊急事態宣言」の対象地域が全国に拡大された事実を重く受け止め、今後、医療資源に乏しい中山間地域や離島も含めて全国で感染予防対策を徹底し、新型コロナウイルスの感染拡大が一日も早く終息するよう、また、各都道府県知事が法に定められた権能を十分に駆使することができるよう、それぞれの都道府県が一致団結して取組を進めるとともに、引き続き、国と一体となって感染拡大の防止に全力を挙げて取り組む決意であり、国においては、当該宣言が実効性のあるものとするため、是非とも下記の点について対応するよう緊急に提言する。

記

1 感染防止の協力要請に対する補償と観光・宿泊・飲食等への救済措置

外出の抑制の要請であっても飲食店をはじめ事業者に多大な影響が生じることから、緊急事態宣言の趣旨を徹底する観点からも、国の責任のもと事業者への損失補償を行うとともに、感染拡大で影響を受ける観光・宿泊・飲食等の事業者に対する救済的な措置を講じること。

併せて、休業した事業者の家賃負担を軽減するため、テナントの支払を猶予する法制的措置を至急検討すること。

また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」について、営業を中止した事業者への協力金を交付する際にも活用できるよう、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことも踏まえ、その総額を大幅に増額すること。

さらに、持続化給付金については、就労継続支援事業所を運営する社会福祉法人や文化芸術活動を行う公益法人等についても対象とするなど、支給対象をできるだけ幅広くするとともに、生活支援のための給付金も含め早期に給付すること。こうした交付金や給付金については、影響の長期化への不安に対応するためにも、第二弾、第三弾の措置を講じるなど、必要に応じて複数回の給付を行うこと。

雇用調整助成金については、上限額の引き上げや早期給付のための手続きの簡素化を行うとともに、激甚災害時に適用される、休業を余儀なくされた人が実際に離職していなくても失業給付を受給できる雇用保険の特例措置について、今回も対象とするよう弾力的な運用を行うこと。

2 各道府県が実施する緊急事態措置の範囲

各道府県知事が新型インフルエンザ特別措置法に基づいて、感染を防止するために行う協力要請について、その対象となる行為、施設等の範囲及び財政支援のあり方についての国の方針を個別具体的に明確にするとともに、今回の対象地域の拡大の趣旨を踏まえ、ホテル・旅館等の宿泊施設の全体に対して休業を要請できるよう、柔軟な取り扱いとすること。

また、各都道府県知事が緊急事態措置を講じる際には、各都道府県からの協議に速やかに回答すること。

3 感染リスクの拡散防止及び国民の行動変容を促すための注意喚起の徹底

国においては、緊急事態宣言の全都道府県への拡大の理由を国民に丁寧に説明するとともに、都道府県域を越える移動の自粛並びに他の地域に移動する方々に対する移動先での健康管理の徹底など注意喚起を徹底すること。また、羽田空港で実施されている搭乗者への体温測定と感染症が疑われる場合の搭乗拒否について、他の空港や鉄道、船舶等でも、同様の対応をとること。

特定警戒都道府県等との間をはじめ各都道府県間の往来については、観光はもとより仕事や帰省等であっても特に必要な場合を除いて見合わせるよう、国の責任において強く呼びかけること。

特に、ゴールデンウィーク中の人々の往来による感染拡大を防ぐため、国の責任において、国民に対し、家族・親戚が帰省しないよう呼びかけること、単身赴任中の方も含め家族・親戚に会うために移動をしないこと、旅行や観光を目的とした移動をしないよう、注意喚起を徹底すること。

併せて、国民の行動変容を促すため、国民に対してわかりやすく、統一的でかつ正確な情報発信を行うこと。

なお、全国への感染拡大を防ぐためには、県境を越えた人の往来を抑制することが重要であり、特に、県境を跨いだ経済圏が形成され、通勤による多くの人の往来がある場合については、その抑制のため、国において、広域的な見地から働きかけを行うこと。

4 命を守るための医療提供体制の整備

(1) 簡易検査キット、特効薬及びワクチンの早急な開発、実用化に向けて、新薬研究を国を挙げて支援し、新型コロナウイルス感染症に対する社会的不安の解消に努めるとともに、安心な医療体制を構築すること。

加えて、アビガン等の治療薬の実用化に向けて適応選別を行っているが、治験データを早期にとりまとめ、その効果を医師会等と情報共有し、死亡事例の回避に努めるとともに、観察研究の場合には現在でも投与が可能であることについて、国民への周知を図ること。

(2) 医療機関等における医療物資については、これまでも国において責任をもって調達・供給することとしているが、医療現場等においては、感染防御等に必要なN95マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスポザブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服などの医療物資がまだ十分に行き届いておらず、医療機関が安心して診療に専念できないのが実情である。

感染の防止や医療提供に必要となる医療物資の不足により、医療崩壊が起こらないよう、引き続き、国の責任において速やかに医療物資の調達・供給を進め、調達状況の情報を明らかにするとともに、技術的、人的な支援も含め、安心して医療を提供できる体制を進めること。

また、さらなる感染防止を進めるため、感染が確認された患者情報を国と都道府県で共有するとともに、I g M及びI g G抗体検査法を承認した上で、PCR検査との併用を行うことにより、検査体制の効率化を図ること。併せて、PCR検査を必要とする方が速やかに受診できるよう、不足している検査試薬や綿棒の調達・確保や受検機会の拡大などについて、国が責任をもって体制を整備すること。

併せて、事業者による消毒用アルコール製造への参入が円滑に進むよう、製造免許・販売業免許の規制を緩和すること。

- (3) 患者数が大幅に増えた時に備えた入院医療提供体制の整備に向けて、重症者及び中等症者を医療機関で適切に治療できるようにするため、また、軽症者等を宿泊施設や自宅等で診療するために、引き続き医療法及び健康保険法上の弾力的な運用を認めること。臨時の医療施設を含め、各都道府県において「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」を活用できるように国の財政的な責任を果たすとともに、人的な支援（医療従事者の派遣を含む）を行うこと。

また、一般病床や休床病床に感染症患者やPCR検査中の有症状患者を入院させる場合、対応する医師及び看護体制が別途必要となるなど医療機関の負担増となるため、医療機関の実情を踏まえ、診療報酬のさらなる増額を行うとともに、空床確保に係る国庫補助について、単価の大幅引き上げや病棟単位での確保も対象とするなどにより、入院医療機関を支援すること。

なお、今後、重症者が増加することも考慮し、重症者の診療については急性期管理を行う病棟の特定集中治療室管理料を集中治療室以外においても算定可能にするなど、診療保障上の措置を講ずること。

さらに、感染症指定医療機関、協力医療機関の風評被害等による経営悪化や新型コロナウイルス克服後の財政的支援や、治療にあたる医療従事者に対する危険手当などの支援を行うこと。

- (4) 国において、都道府県域を超えた医療専門人材の派遣のための広域融通制度を創設すること。

また、都道府県が医療圏域等を超えて医療専門人材の広域融通を図る制度を立ち上げることに對し、財政的、技術的、人的支援を行うこと。

5 地域の自由度の高い財政支援制度の創設及び手続の簡素化

- (1) 国においては、今回、創設されることとなった、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図ることを目的とした「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」や、感染防止策や医療提供体制の整備について地域の感染状況等の実情に応じて各都道府県が必要とする対策を柔軟かつ機動的に行える「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び国の緊急経済対策への対応を強力かつ迅速に進めるために、小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ等の対応や家計急変に伴う高校生等奨学給付金など、国の対策に伴い地方負担が生じる場合には確実に交付金の対象とするなど、各地域の実情に応じて実効性ある対策が講じられるよう、その総額を大幅に増額するとともに、交付金の配分について十分配慮すること。併せて、スピード感が必要不可欠であり、速やかに制度設計を行うとともに、各都道府県が迅速に執行できるようにすること。また、各都道府県の判断で年度間流用も含め柔軟に活用できる制度とすること。
- (2) 学校の臨時休業に伴い、児童生徒の学習に遅れが生じることがないように、国においては、地方公共団体が実施する創意工夫をこらした「まなびの支援」に必要な財源について、その全額を国の責任において確保すること。

国においては、戦略的な構想の下で、児童生徒向けの1人1台端末と高速ネットワーク環境の実現を目指す「GIGAスクール構想」を強力に推進し、在宅学習をはじめ、Society5.0に

ふさわしい学習環境を迅速に整備すること。

また、学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの保護者負担金の無償化等の負担増については、全額国が負担すること。併せて、休むことができない保育士や放課後児童クラブの指導員の負担軽減を図るため、国において登園自粛の呼びかけを行うとともに、休業等対応支援金の交付対象に保育所等も追加すること。また、各園での交代制勤務などの工夫を促進すること。

- (3) 今後、より緊急度が高まり、日々の生活に困窮する方が増加することが見込まれるため、従来の手順、手法にとらわれず、緊急事態として大胆な事務の簡素化を図り、真に必要な支援が必要な方に一刻も早く届くようにすること。

6 地方における円滑な執務体制の確立

この度の新型コロナウイルス感染症は、大規模自然災害と同様の甚大な影響を地方に及ぼしていることから、地方自治体が持続可能な財政運営が行えるよう十分な財源保障をすること。特に、感染の拡大・長期化は地域経済に大きな影響をもたらし、今年度の地方税収はかつてない大幅な減収となるおそれがあるため、地方消費税をはじめ、減収補填債の対象外となっている税目についても、減収補填債の対象とすること。

また、各省庁からの通常業務に係る照会への回答等が各都道府県の職員の大きな負担となっていることから、こうした通常業務については休止・延期するなど、全都道府県が新型コロナウイルス対策に全力で取り組めるよう、国においても配慮すること。

7 風評被害、差別意識の排除の推進

感染者やその家族、また、治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者等に対する偏見や差別につながる行為は決して許されるものではないことから、しっかりと病気の特性について国民に説明するとともに、人権や風評被害に配慮した対策を講じること。

8 事態収束に向けたさらなる対策の検討

感染終息後のV字回復や実効性ある需要喚起を行うことはもとより、宣言の対象区域における外出自粛要請や休業要請などの措置によっても事態が収束に向かわない場合を想定し、より実効性のある次なる措置について国において検討を開始するとともに、5月7日以降についての対策を明らかにすること。

令和2年4月17日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長 徳島県知事 飯泉 嘉門

副本部長 鳥取県知事 平井 伸治

副本部長 京都府知事 西脇 隆俊

副本部長 神奈川県知事 黒岩 祐治